

子ども・子育て支援新制度 施行後5年の見直しに係る 検討について

平成30年10月9日

5年後見直しに係る検討について

第36回子ども・子育て会議
(平成30年7月30日開催)
資料1-2抜粋

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附 則(平成二四年八月二二日法律第六六号)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	ページ
①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例	3
②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例	
③みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置	6
④幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例	8
⑤新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置	10
⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置	11
⑦地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置	13
⑧地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置	15
⑨小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)	18
⑩小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)	19
⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置	20

①及び②は、法律改正が必要な項目。③～⑪は、省令等の改正が必要な項目。

①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例

②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例

概要

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条)

また、これにあわせて片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者については、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。
(教育職員免許法附則第19項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

背景

新制度施行前の幼保連携型認定こども園については、教育又は保育に携わる職員に幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を求めていなかった。しかし、新制度の施行による新たな基準に基づく幼保連携型認定こども園(以下「新幼保連携型認定こども園」という。)では、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなった。

そこで、新制度への制度変更に伴う経過措置として、また幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮するために、新制度施行後5年間に限って幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみしか有しない者でも保育教諭等となることとする経過措置を設けた。

さらに、これらの経過措置期間中に、保育士資格のみあるいは幼稚園教諭免許状のみを有して保育教諭等となった者が幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を無理なく取得できるよう、勤務経験及び単位の修得等に係る特例を設けた。

資格・免許の保有状況	平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
両方保有	90,647人	90.4%	73,126人	89.2%	54,088人	87.8%
どちらか一方のみ保有	9,660人	9.6%	8,876人	10.8%	7,538人	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,274人	2.3%	2,272人	2.8%	2,104人	3.4%
保育士のみ	7,386人	7.4%	6,604人	8.1%	5,434人	8.8%
総数	100,307人	100.0%	82,002人	100.0%	61,626人	100.0%

参考：幼保連携型認定こども園の施設数
 H30.4.1現在：4,409施設
 H29.4.1現在：3,618施設
 H28.4.1現在：2,785施設

- 特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状の授与がされた件数(平成25～28年度) 10,924件
- 特例制度を活用し、保育士試験に合格した者(平成26～29年度) 22,186人

いずれか一方の免許状・資格しか保有していない保育教諭等の現状は、平成28年度以降、その割合は減少しているものの、その人数は幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い増加している。

また、保育の受け皿拡充が求められる中、あわせて保育人材も確保していくことが必要だが、免許状と資格双方を有する者の採用が難しいことなどが、課題とされているところである。

- ・ いずれか片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮し、保育教諭の資格特例、免許状・資格の取得特例を延長するとともに、免許状・資格が取得しやすい環境整備、また免許状・資格の併有に対するインセンティブ付けなどを通じ、併有を誘導していく必要がある。
- ・ 免許更新講習の受講機会の拡大とともに、他の各種研修との相互乗り入れなどの検討も必要。
- ・ 片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮して、今後、幼保連携型認定こども園への移行を希望する施設が特例を活用できるよう、延長すべき。

主な
意見

- ・ 人材不足の中、特例の延長が必要
 - ・ 片方の免許状・資格取得者を採用せざるを得ない状況もあり、延長されなければ教育・保育の提供が困難になる。
 - ・ 職員採用時、幼稚園教諭免許状の未更新者が多数であり、経過措置が延長されなければ職員を採用できなくなってしまう。
 - ・ 片方の免許状・資格しか保有していない者は、資格特例が延長されないと幼保連携型認定こども園で就労できなくなってしまう。
 - ・ 待機児童が解消できない間は、職員が資格・免許状取得のために現場を離れることが難しい。
 - ・ 日常業務がある中で、免許状・資格取得や免許状の更新講習の受講は難しい。
- ・ 潜在保育士の活用の観点から経過措置を延長するとともに、免許状・資格を取得しやすい環境整備も必要。
- ・ 免許状・資格の取得機会や幼稚園教諭免許状の更新講習の受講機会が十分に提供されていない観点から、特例の延長が必要。

方向
性

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成36年度末まで5年間延長することとしてはどうか(その際、幼稚園教諭免許状の授与手続きに係る期間も配慮する。)